

別添2

令和8年度旅行者誘客のためのパブリシティ業務委託プロポーザル審査要領

令和8年度旅行者誘客のためのパブリシティ業務を実施するに当たり、契約の締結先として最もふさわしい者を選定するため、提出のあった企画案の審査を下記のとおり実施する。

記

1 審査会の設置

(1) 審査会の名称

令和8年度旅行者誘客のためのパブリシティ業務プロポーザル審査会

(2) 構成人数

審査員の人数は5名とし、鳥取県職員以外の有識者を2名以上含むものとする。

2 審査の進め方

提出された企画書等について、書類審査、提案者からのプレゼンテーション及び提案者の質疑応答を受けて審査する。

令和8年2月13日（金） 企画書の提出期限

2月19日（木） プrezentation（審査会）の案内（時間順番等）送付

2月24日（火） プrezentationの実施

3 選定方法

(1) 各審査員の評価点（100点満点）を集計し、その合計点数により順位付けする。

(2) 最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。

(3) 審査の結果、同点の場合は、順位点の方法（各審査委員の評価採点により付けられた順位をそのまま得点とし、その点数の合計の値の少ないほうから提案者の順位をつける方法）により、最も高い順位の者を最優秀提案者として選定する。

4 審査項目

令和8年度旅行者誘客のためのパブリシティ業務委託審査表のとおりとする（5段階評価、項目ごとに比重が異なる。）。